

意見書（医師記入）

さんさんみなと保育園 園長 様

入所児童氏名

年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

| | |
|--------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 麻しん（はしか）※ |
| <input type="checkbox"/> | 風しん |
| <input type="checkbox"/> | 水痘（水ぼうそう） |
| <input type="checkbox"/> | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| <input type="checkbox"/> | 結核 |
| <input type="checkbox"/> | 咽頭結膜熱（プール熱）※ |
| <input type="checkbox"/> | 流行性角結膜炎 |
| <input type="checkbox"/> | アデノウイルス |
| <input type="checkbox"/> | 百日咳 |
| <input type="checkbox"/> | 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等） |
| <input type="checkbox"/> | 急性出血性結膜炎 |
| <input type="checkbox"/> | 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※について：必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

○かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

○保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登園のめやす |
|-----------------------------|------------------------------|--|
| 麻疹（はしか） | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過していること |
| 風しん | 発しん出現の7日前から7日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現1～2日前から痂か皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂か皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| アデノウイルス | 発熱、充血、目やに、嘔吐下痢等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血、目やに、嘔吐下痢等の症状が消失した後2日経過していること |
| 百日咳 | せき抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） | — | 医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄せつ習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省より